



塩崎厚労大臣に要望書を提出 平成27年度 基金での看護予算の確保を

公益社団法人日本看護協会（会長：坂本すが、会員69万人）は8月7日、47都道府県看護協会と連名で、塩崎恭久厚生労働大臣に、平成27年度地域医療介護総合確保基金（医療分）における看護関連予算の確実な確保についての要望書を提出しました。坂本すが会長ら本会役員が訪問し、要望書を手渡しました。



塩崎大臣と坂本会長（左）

■塩崎大臣「現場の声をしっかり受け止める」

同基金（医療分）については、7月に都道府県に第1回内示がありました。その中では、基金の三つの事業区分のうち、「Ⅰ. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業」に重点配分される一方で、「Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業」「Ⅲ. 医療従事者の確保に関する事業」については、都道府県の要望額を大きく下回っています。

ⅡとⅢには、26年度の基金創設時にそれまでの国庫補助金事業から振り替えられたものが多く含まれており、地域包括ケアシステム構築に向けて、訪問看護提供体制の構築や看護職の資質向上・勤務環境改善などに継続的に取り組むために、前年と同規模の予算確保が不可欠です。そのため、本会と都道府県看護協会は、基金の中での確実な予算確保を強く要望しました。

要望書を受け取った塩崎大臣は、基金や地域医療構想の考え方に触れて「地域が基盤となるということは、看護職の役割と責任が大きくなるということ。引き続きご協力をいただきたい」と要請しました。その上で要望については「このように現場からの声をいただいたので、しっかりと受け止めてやっていきたい」と述べました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

平成 27 年度地域医療介護総合確保基金(医療分)における
看護関連予算の確実な確保についての要望

公益社団法人 日本看護協会

平成 27 年 7 月 31 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

公益社団法人日本看護協会	会長	根本 才心
公益社団法人北海道看護協会	会長	平山 妙子
公益社団法人青森県看護協会	会長	熊谷 崇子
公益社団法人岩手県看護協会	会長	兼田 昭子
公益社団法人宮城県看護協会	会長	佃 祥子
公益社団法人秋田県看護協会	会長	高島 幹子
公益社団法人山形県看護協会	会長	井上 栄子
公益社団法人福島県看護協会	会長	高橋 京子
公益社団法人茨城県看護協会	会長	相川 三保子
公益社団法人栃木県看護協会	会長	河野 順子
公益社団法人群馬県看護協会	会長	小川 恵子
公益社団法人埼玉県看護協会	会長	熊木 孝子
公益社団法人千葉県看護協会	会長	星野 恵美子
公益社団法人東京都看護協会	会長	嶋 森好子
公益社団法人神奈川県看護協会	会長	篠原 弘子
公益社団法人新潟県看護協会	会長	佐藤 たか子
公益社団法人山梨県看護協会	会長	古屋 玉枝
公益社団法人長野県看護協会	会長	三輪 百合子
公益社団法人富山県看護協会	会長	大井 きよみ
公益社団法人石川県看護協会	会長	吉野 幸枝
公益社団法人福井県看護協会	会長	植村 禎子

公益社団法人岐阜県看護協会	会長	石山光枝
公益社団法人静岡県看護協会	会長	望月律子
公益社団法人愛知県看護協会	会長	鈴木正子
公益社団法人三重県看護協会	会長	西宮勝子
公益社団法人滋賀県看護協会	会長	石橋真子
公益社団法人京都府看護協会	会長	今西美津恵
公益社団法人大阪府看護協会	会長	伊藤七口工
公益社団法人兵庫県看護協会	会長	中野則子
公益社団法人奈良県看護協会	会長	平葉子
公益社団法人和歌山県看護協会	会長	古川紀子
公益社団法人鳥取県看護協会	会長	鹿井仁恵子
公益社団法人島根県看護協会	会長	島田順子
公益社団法人岡山県看護協会	会長	石本傳江
公益社団法人広島県看護協会	会長	大野原照子
公益社団法人山口県看護協会	会長	吉村喜代子
公益社団法人徳島県看護協会	会長	森山節子
公益社団法人香川県看護協会	会長	中村明美
公益社団法人愛媛県看護協会	会長	大西満美子
公益社団法人高知県看護協会	会長	官井千恵
公益社団法人福岡県看護協会	会長	花園夏子
公益社団法人佐賀県看護協会	会長	三根悠子
公益社団法人長崎県看護協会	会長	割島郁子
公益社団法人熊本県看護協会	会長	高島和歌子

公益社団法人大分県看護協会 会長

松原 啓子

公益社団法人宮崎県看護協会 会長

境 啓子

公益社団法人鹿児島県看護協会 会長

平川 涼子

公益社団法人沖縄県看護協会 会長

伴 啓 明美

平成 27 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）における看護関連
予算の確実な確保について別添のとおり要望します。

平成 27 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）における 看護関連予算の確実な確保についての要望

平成 27 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）について、7 月 17 日に都道府県に第 1 回内示がありました。この内示において、三つの事業区分のうち、「Ⅰ. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業」に重点配分される一方で、「Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業」、「Ⅲ. 医療従事者の確保に関する事業」については、都道府県による要望額を大きく下回る結果となっています。

Ⅱ、Ⅲの事業は、地域医療介護総合確保基金の創設により、平成 26 年度より従来の国庫補助金事業から振替えられたものです。これらの事業は、新人看護職員研修、訪問看護の推進、看護職員の就労環境改善、看護師等養成所の運営等、看護職の確保および質の向上に不可欠な事業です。これらの事業に対し、前年と同規模の予算確保がなされなければ、地域医療を支える看護職員の確保すら実現できず、地域医療の崩壊を招きます。

今後、地域包括ケアシステム構築に向け、看護職員の確保・育成、訪問看護提供体制の構築等について継続的に取り組むために、平成 27 年度基金予算の中で、看護関連事業予算の確実な確保を強く要望いたします。